

# 神流町立万場小学校いじめ防止基本方針 平成 26 年 3 月 20 日策定

万場小学校では、保護者や地域、関係機関と連携を図り、いじめの防止及び早期発見、早期解決に向けて、適切かつ速やかに対処します。

〔いじめの定義〕 いじめ防止対策推進法第 2 条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## 1 いじめの未然防止に努める

### (1) いじめを許さない学校・学級づくり

◇決まりや規律を守る

◇学力を保障する

- ・「わかる」授業作り（指導の工夫、改善）をし、つまずきに応じた支援を行う。
- ・家庭学習を充実させる。

◇豊かな心を育む

- ・キャリア教育・福祉教育を充実させ、地域住民、高齢者との交流活動を行う。
- ・ヤマメの放流、野鳥観察、樹木の観察、動物ふれあい教室、命の誕生講座等を行い、命の大切さに気づかせる。
- ・「ノーメディアデー」の取り組みを推進し、家庭でも読書を習慣化させる。
- ・縦割り班活動を通じて、望ましい人間関係づくりをする。

◇自己有用感を育てる

- ・行事や集会、授業で、児童が主体的に関わり、自己有用感を味わえるようにする。
- ・お互いの「いいとこさがし」を行い、共感的人間関係を育む。

### (2) 児童会・学校間連携での取り組み

- ・郡内の小・中・高 5 校の児童会・生徒会役員が集まり、ワークショップを通じていじめの未然防止について考える。

## 2 早期発見、早期解決に努める

### (1) 早期発見

◇いじめの兆候を見逃さず、情報を共有する

- ・定期的にアンケートを（児童会アンケートも不定期で）実施する。
- ・気になる記述があった場合は、担任が聞き取りを行い、生徒指導主任に報告し、対応が必要な場合は管理職に報告するとともに複数で情報収集などの対応をする。

◇児童の変化に気づく

- ・教師が児童全員に声をかけしながら、観察や連絡帳で変化に気づけるようにする。
- ・保護者との連絡を密にして家庭での様子を聞き、学校での指導に役立てる。

### (2) 早期対応

◇対応の流れ

- 初期対応
- ・対策委員会(場合によっては生徒指導部会)を組織し、事実の把握と指導方針等を検討、確認する。
  - ・対策委員会の役割分担(情報収集、記録、保護者対応、マスコミ対応等)を明確にする。
  - ・二次的トラブルの防止対策を徹底する。
  - ・上記の件を町教育委員会に報告し、

①被害児童からの聞き取り及び心のケア

↓

②被害児童の意向を生かした正確な実態把握、加害者への聞き取り及び指導

↓

③被害児童の保護者への説明及び意向の確認

↓

④被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明

### 3 組織的な対応をする

\* 図参照

### 4 重大事態に対処する

[重大事態の定義] (いじめ防止対策推進法第28条)

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

#### 町教育委員会への報告

- ・重大事態の発生時、概要と対処の仕方を速やかに報告し、助言を受ける。
- ・途中経過を報告し、助言を受ける。また、結果報告を速やかに行う。

#### 当該事案に対処する組織の設置及び調査

- ・町教育委員会の助言を受け、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・関係諸機関との連携を適切にとりながら、事実関係を明らかにするための調査を実施する。

#### 調査結果の報告

- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、必要に応じて、臨時保護者会を開催し、概略・再発防止の対策等を説明し、理解・協力を求める。

### 5 保護者、地域等と連携する

#### 保護者の役割

(いじめ防止対策推進法第9条)

- ・保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」。
- ・保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努める。

#### 地域の役割

- ・子どもが安心して過ごすことができる環境をつくり、地域において大人が子どもを見守る。
- ・地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や町教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

#### 学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの会議や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行う。
- ・学校だより、学級だより等を通して、学校生活や指導の様子、スクールカウンセラー来校日等の情報提供を行い、保護者が相談しやすい環境作りに努める。
- ・人権擁護委員、要対協等と連携し、いじめ防止に努める。

# ◇対応図

